

国立劇場の再整備に係る整備計画

令和2年 7月14日

一部改定 令和3年 3月26日

一部改定 令和4年 3月 7日

一部改定 令和4年12月19日

一部改定 令和6年12月26日

国立劇場再整備に関する
プロジェクトチーム

国立劇場の再整備については、独立行政法人日本芸術文化振興会においてPFI手法による事業者選定手続きを進めてきたが、建設費高騰等の影響により令和4年及び5年の2回の入札では事業者選定に至らなかった。

その後、入札不成立は繰り返さないとの反省に立って、次回入札の成立を確実なものとするを目的に関係者による種々の議論が行われ、「経済財政運営と改革の基本方針2024」では「我が国の文化芸術の顔となる国立劇場の再整備を国が責任を持って早急に行う」ことが政府の意思として明記され、同年8月には、本プロジェクトチームにおいて、『「国立劇場の再整備に係る整備計画」の改定に向けた方向性』を決定し、再整備に向けた方向性を内外に示した。

更に同年11月に閣議決定した「総合経済対策」においては、「我が国文化芸術の「顔」である国立劇場の再整備について、二度の入札不成立や建設費高騰等による影響を踏まえ、建設市場の動向にも適切に対応しつつ、早期の再開場を実現するため、劇場の整備内容を見直して、入札に向け、必要な財政措置を行うこととする。」と明記され、令和6年度補正予算において追加的な財政措置が図られた。

このたび改定する本整備計画は、国立劇場の再整備は我が国の伝統芸能の切れ目ない継承・発展のため、国が責任を持って一刻も早く行わなければならないとの考え方の下、入札不成立後の状況を踏まえた上記閣議決定等に沿って、国立劇場の再開場に向けて必要となる機能や事業スキーム等を以下のとおり整理するものである。

1. 再整備の基本的な考え方

伝統芸能の伝承と創造の中核的拠点としての機能をさらに強化し、国内外の人々の交流を生み出す施設となるよう、下記の3つの基本的な考え方を踏まえ、現在の敷地において建て替えにより整備する。

(1) 伝統芸能の伝承と創造に係る機能強化

各伝統芸能にかなう舞台環境を整備するとともに、新たな演出や多くの用途にも対応する技術を取り入れた劇場とする。併せて、伝統芸能の伝承者を養成する研修機能を充実することを通じ、伝統芸能の伝承と創造に係る機能強化を図る。

(2) 文化観光拠点としての機能強化

新たな観客層に足を運んでもらうとともに、伝統芸能の魅力を国内外に発信するための機能を整備し、皇居周辺見学における学校団体の需要やインバウンド層の観光需要を取り込むなど、文化観光拠点としての機能強化を図る。

(3) 周辺地域との調和等

景観や劇場へのアプローチのほか、効果的なオープンスペースを確保することや歩行者にとって快適な空間とすることなど、周辺環境に配慮して地域の良好なイメージの継承を図りながら持続的な発展に貢献する。

2. 国立劇場のスペック

劇場のスペックは、これまでの利用形態を勘案したうえで、以下のとおり伝統芸能の伝承と創造の中核的拠点としての機能をさらに強化し、国内外の人々の交流を生み出す文化観光拠点となるように整備を行う。なお、皇居周辺の緑豊かな環境や景観等とも調和した、東京都市計画一団地（以下「霞が関団地」という。）の性格を損なわない施設とする。

施設のデザインには、国内外の人々を迎え入れ、日本の伝統芸能を世界に発信する場として、木材活用等により和を感じさせるなど、「日本らしさ」を取り入れ、風格・品格を備えた施設とする。さらに、感染症への対策など集客施設としての対応を充実するとともに、障害者、高齢者、子供連れ、外国人など来場する全ての方が安全で快適に利用できる高水準のユニバーサルデザインを導

入する。

(1) 伝統芸能の魅力を適切に表現できる舞台設備

舞台間口及び奥行きへの拡張、花道及び文楽舟底の自動化、電動巻上式吊物機構の導入を行うとともに、各劇場楽屋の狭さの解消、大道具関連施設の拡充と防音対策、稽古場の狭さの解消及び防音・防振対策、可変式プロセニウム・アーチ¹の導入による新たな演出への対応等を図る。

(2) 人材養成に係る機能強化

諸室・スペースの拡充を行うとともに、研修室の防音・防振対策等を図る。

(3) 展示機能の充実と普及・発信機能の強化

観劇を目的としない人々も利用できるグランドロビーの新設、体験型展示プログラムやイベント等を楽しむための回遊性のある機能の配置、見て・聞いて・触って楽しむ体験型展示施設の拡充、講義やワークショップのためのレクチャー室の拡充、舞台裏を見学できるツアー動線の新設、伝統芸能と食文化などを組み合わせて体験できるようなイベントスペースの新設を行うとともに、ICTの活用等による新たな鑑賞環境の創出に向けた機能強化等を図る。

(4) レストラン、カフェ、ショップの整備

観劇を目的としない人々も利用できるレストラン・ショップ等をグランドロビーに接して配置し、レストラン、ショップ等の魅力向上等を図る。

(5) 皇居周辺の文化施設との連携

皇居外苑、三の丸尚蔵館、東京国立近代美術館等の皇居周辺の文化施設との連携を深め、国会前庭に整備が予定されている新たな国立公文書館とともに、皇居沿いの文化観光拠点としてその役割を果たす。

¹ 可変式プロセニウム・アーチ…プロセニウム・アーチは観客席からみて舞台を額縁ように区切る構造物であり、可変式にすることによって高さ等の調製が可能となる。

3. P F I 事業の業務範囲、民間収益施設の導入の考え方等

(1) P F I 事業の業務範囲

P F I 事業は、施設整備業務のほか、建築物及び設備機械の維持管理業務等を含め、B T O方式・サービス購入型とする。

(2) 民間収益施設導入の考え方

P F I 事業の付帯事業としての民間収益施設の提案条件については、過去二度の入札時に必須としていたこと（ホテルの併設、地代設定等）を自由提案とするなど自由度を高めることにより、民間事業者の参入を容易なものとするとともに、その創意工夫を活かした収益力の向上を図ることを可能にする。なお、民間事業者が民間収益施設の提案を行う際には、緑豊かな環境を有する皇居周辺であること、半蔵門等の商業・業務地区に隣接する地域であることなどの立地条件を最大限に活用するとともに、劇場機能と相乗効果を発揮し、国立劇場の更なる魅力の向上・利便性の向上に寄与する施設を想定し、皇居周辺の緑豊かな環境や景観等とも調和した霞が関団地の性格を損なわない施設とすることを求める。

(3) コスト、P F I 事業の事業期間

P F I 事業費の平準化による年度負担額の抑制及び民間事業者のリスク負担軽減とのバランス等について引き続き検討を進めるとともに、マーケットサウンディングの結果や市場の動向等を踏まえて事業期間を設定する。

4. 今後の進め方、財源、スケジュール

(1) 今後の進め方

ア. 基本的な整備内容

文化庁は文化観光拠点としての機能強化のため観光庁と連携するとともに、独立行政法人日本芸術文化振興会は文化庁と連携し、前述の「3つの基本的な考え方」の観点から、実演家や芸術団体等多方面にわたる関係者の意見を聞きながら、国立劇場再整備が真に我が国の文化政策に資するものとなるよう、具体的な舞台・諸室の機能（面積、仕様等）について調整を行う。なお、劇場部分の面積については、地下駐車場等を除き概ね48,000㎡とする。

イ. 周辺地域との調和

民間収益施設を含めた施設計画については、「今後の霞が関地区の整備・活用のあり方（平成20年6月 社会資本整備審議会答申）」の趣旨を踏まえつつ、東京都景観条例及び千代田区景観まちづくり条例等に沿うようにするとともに、皇居周辺の景観及び隣接地への配慮、緑化などの周辺環境との調和等、地区の特性を踏まえたまちづくりに資するよう関係機関と調整及び協議を進める。

なお、民間収益事業の実施条件や事業期間等については引き続き検討を進める。

ウ. その他

近接する隼町換気所の配置・景観及び永田町駅・半蔵門駅からのアプローチの改善・景観整備については、関係機関等と協議を進めるとともに、都市計画に関連する基準等については、敷地の効果的活用という観点から関係機関との協議を進める。

(2) 財源

国は、二度の入札不成立や建設費高騰等による影響を踏まえ、建設市場の動向にも適切に対応しつつ、早期の再開場を実現するため、次回入札に向け、令和6年度補正予算において必要な財政措置を行ったところである。今後も「経済財政運営と改革の基本方針2024」に基づき、入札条件や整備内容の見直しにより令和6年度補正予算までに措置した額以上に必要となる追加的な費用が明らかとなった場合には、遅滞なく早期に再開場ができるよう、適切な時期に追加的な財政措置を行う。その際、前項(1)ウに掲げる都市計画に関連する基準等の検討状況や現時点で予測できない追加的な物価高騰、次に記載する多様な財源の確保の状況などを考慮して適切に反映する。

独立行政法人日本芸術文化振興会は、効率的・効果的な財政運営の確立に向け、入場料金や劇場使用料等の設定の見直し、伝統芸能と食文化などを組み合わせて体験できる飲食提供事業や付加価値を付けた客席の設置等の多様なサービス等の実施を検討し、多様な財源の確保に努める。

(3) スケジュール

実演家の技芸や公演制作の技術等を途切れなく伝承するために再整備に

伴う休館期間は可能な限り短縮を図ることを旨に、引き続き関係者と調整及び協議を進め、早期再開場に向け、速やかに再開場の予定時期を確定する。

(4) その他

本整備計画は、今後の検討状況を踏まえ、必要に応じ改定を行うものとする。

国立劇場再整備に関するプロジェクトチームの設置について

令和元年10月 7日
文部科学副大臣決定
令和元年12月10日
一部改正
令和6年 4月 1日
一部改正

1. 趣旨

国立劇場は、昭和41年（1966年）に開場して50年を経過しており、再整備の検討と実施が必要となっている。国立劇場が果たしてきた、我が国の誇る古典芸能の創造と継承を確実に果たすため、劇場としての本質的な役割を維持しつつ、伝承者養成や、古典芸能に係る展示・体験の機会提供・情報発信など必要な機能を具体化しながら、その適切かつ効果的な整備手法を検討、更には整備の推進に必要な調整を行うため、文部科学副大臣（文化担当）の主宰による、文部科学省、文化庁、独立行政法人日本芸術文化振興会その他関係者間による連絡調整を行い、情報共有を図る必要がある。このため、プロジェクトチームを設置する。

2. 検討事項

- (1) 国立劇場として備えるべき機能（劇場公演、伝承者養成、情報発信等）とその規模の明確化に関すること
- (2) 再整備に関わる法令上等の課題（都市計画、景観等）の整理とそれへの対応の検討に関すること
- (3) 民間ノウハウも活用した適切な整備手法に関する調査とその評価に関すること
- (4) 整備計画の策定・進捗に関すること

3. 開催方法

- (1) プロジェクトチームは、別紙の構成員からなり、文部科学副大臣（文化担当）が、適宜、招集して会議を行う。
- (2) 会議は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求めるものとする。

4. その他

このチームの庶務は、内閣官房の協力を得て、文化庁企画調整課において行う。

(別紙)

国立劇場再整備に関するプロジェクトチーム構成員

文部科学省

大臣官房文教施設企画・防災部長

大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）

文化庁

次長

文化戦略官（国立劇場再整備担当）

独立行政法人日本芸術文化振興会

理事

国土交通省

官庁営繕部長

官庁営繕部計画課長

内閣官房

内閣官房副長官補付内閣審議官

内閣官房副長官補付内閣参事官